



# 鳥取県公報

令和5年7月13日（木）  
号外第61号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（6）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（7）（〃）・・・・・・・・ 5
	鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（8）（人事企画課）・・・・・・・・ 8
	鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（9）（〃）・・・・・・・・・・ 9
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（10）（職員支援課）・・・・ 10
	鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令（11）（デジタル改革推進課）・・ 12
	鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（12）（〃）・・・・・・・・ 14
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（13）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（14）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

# 訓 令

## 鳥取県訓令第6号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日


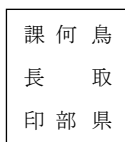
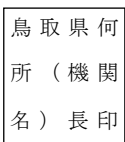
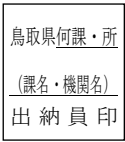
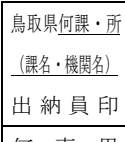
鳥取県知事 平 井 伸 治

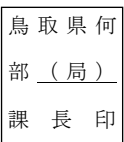
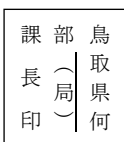
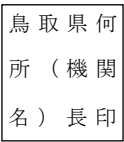
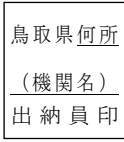
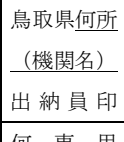
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線、傍線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
9 削除					9 局 長印 第1号 第2号	鳥 取 県 何 局 長 印	22ミリメートル平方	政策法 務課長	
						何 鳥 局 取 長 県 印			22ミリメートル平方
10 局 長印 第1号 第2号	鳥 取 県 何 部 何 局 長 印	22ミリメートル平方	主管課 長		10 部 内局 長印 第1号	鳥 取 県 何 部 (局) 何 局 長 印	22ミリメートル平方	主管課 長	
	鳥 取 県 何 部 局 長 印			21ミリメートル平方		主務課 長			
11 課 長印 第1号 第2号	鳥 取 県 何 部 何 課 長 印	21ミリメートル平方	主務課 長				11 課 長印 第1号 第2号	何 部 鳥 課 (局) 取 長 県 印 ) 何	21ミリメートル平方
	何 何 鳥 課 取 長 県 印 部			21ミリメートル平方	主務課 長			何 部 鳥 課 (局) 取 長 県 印 ) 何	

第3号		21 ミリメートル平方	主管課長	
第4号		21 ミリメートル平方	主管課長	縦書きの文書用
12 機関の長 第1号～第4号	略			
第5号		50 ミリメートル平方	総合事務所保健所長	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に係る施術所届出済証明書に用いる焼印章
略				
14 出納員 第1号	略			
第2号		18 ミリメートル平方	出納員	
第3号	 何専用	18 ミリメートル平方	出納員	

第3号		21 ミリメートル平方	主管課長	
第4号		21 ミリメートル平方	主管課長	縦書きの文書用
12 機関の長 第1号～第4号	略			
第5号		50 ミリメートル平方	総合事務所保健所長	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に係る施術所届出済証明書に用いる焼印章
略				
14 出納員 第1号	略			
第2号		18 ミリメートル平方	出納員	
第3号	 何専用	18 ミリメートル平方	出納員	

15 分 任 出 納 員 印 第 1 号 第 2 号	鳥取県何課・所 (課名・機関名) 分任出納員印	18 ミリメ ー ト ル 平 方	分 任 出 納 員		15 分 任 出 納 員 印 第 1 号 第 2 号	鳥取県何所 (機関名) 分任出納員印	18 ミリメ ー ト ル 平 方	分 任 出 納 員	
	鳥取県何課・所 (課名・機関名) 分任出納員印 何 専 用					鳥取県何所 (機関名) 分任出納員印 何 専 用			
略					略				

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、別表12の項の改正規定及び次項の規定は、令和5年7月13日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令の施行のために必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

**鳥取県訓令第7号**

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）並びに同条第1項の表の中欄に掲げる倉吉児童相談所及び同条第2項の表の中欄に掲げる米子児童相談所と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等に鳥取県行政組織規則第6条の規定により設置された課及び<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 回議 起案文書について、起案した職員の上 司（当該起案文書に係る鳥取県事務処理権限規則</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）並びに同条第1項の表の中欄に掲げる倉吉児童相談所及び同条第2項の表の中欄に掲げる米子児童相談所と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等に鳥取県行政組織規則第6条の規定により設置された課及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 回議 起案文書について、起案した職員の上 司（当該起案文書に係る鳥取県事務処理権限規則</p>

(平成8年鳥取県規則第32号)第2条第6号及び鳥取県会計管理部等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)第2条第6号に規定する正当決裁権者より上位の上司を除く。)の決裁又は確認を受けるための手続をいう。

(12) 略

(13) 決裁 鳥取県事務処理権限規則第2条第1号及び鳥取県会計管理部等事務決裁規則第2条第1号に規定する決裁をいう。

(14)～(18) 略

2 略

別表第1 文書の保存期間の区分(第32条関係)

1 略

2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
3 職員の人事に関する文書	1～4 略	略
	5 知事、副知事、統轄監、 <u>部</u> (鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された <u>部</u> をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書	
	略	
	知事、副知事、統轄監、 <u>部</u> の長及び会計管理者以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略
略		

別表第2 歴史公文書等の選別基準(第34条関係)

選別基準の区分	基準の内容
略	
16 幹部職員の事務引継ぎに関する文書	知事、副知事、統轄監、 <u>部</u> の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書
略	

備考 略

(平成8年鳥取県規則第32号)第2条第6号及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)第2条第6号に規定する正当決裁権者より上位の上司を除く。)の決裁又は確認を受けるための手続をいう。

(12) 略

(13) 決裁 鳥取県事務処理権限規則第2条第1号及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則第2条第1号に規定する決裁をいう。

(14)～(18) 略

2 略

別表第1(第32条関係)

1 略

2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
3 職員の人事に関する文書	1～4 略	略
	5 知事、副知事、統轄監、 <u>部局</u> (鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された <u>部局</u> をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書	
	略	
	知事、副知事、統轄監、 <u>部局</u> の長及び会計管理者以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略
略		

別表第2 歴史公文書等の選別基準(第34条関係)

選別基準の区分	基準の内容
略	
16 幹部職員の事務引継ぎに関する文書	知事、副知事、統轄監、 <u>部局</u> の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書
略	

備考 略

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

**鳥取県訓令第8号**

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する<u>部長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>	<p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する<u>部局長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。



**鳥取県訓令第9号**

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理部</u>及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理局</u>及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

**鳥取県訓令第10号**

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、特定機関及び<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 <u>部</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する部、同条例第15条第1項に規定する<u>会計管理部</u>及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2 安全推進者は、<u>部</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、消費生活センター、原子力環境センター、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、特定機関及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 <u>部局</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する<u>会計管理局</u>及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2 安全推進者は、<u>部局</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p>

<p>3・4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の代理者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては<u>部</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は職員支援課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつては、<u>部</u>（労働委員会事務局を除く。）から各1人を指名するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>3・4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の代理者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては<u>部局</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は職員支援課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつては、<u>部局</u>（労働委員会事務局を除く。）から各1人を指名するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>
---	---

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

鳥取県訓令第11号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 C I Oは知事を、I T統括監は<u>政策戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>I T統括監</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>I T統括監</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一の方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>I T統括監</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>デジタル改革課長</u>が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ<u>デジタル改革課長</u>の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(調査報告)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 C I Oは知事を、I T統括監は<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一の方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>総務部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>デジタル改革推進課長</u>が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ<u>デジタル改革推進課長</u>の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(調査報告)</p>

第8条 デジタル基盤整備課長は、この規程の目的を達成するために必要があると認めるときは、システム整備等に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(情報の把握)

第9条 デジタル基盤整備課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、C I O、C I O補佐官、I T統括監及びデジタル局長に報告を行い、その指示又は助言を求めものとする。

第8条 デジタル改革推進課長は、この規程の目的を達成するために必要があると認めるときは、システム整備等に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(情報の把握)

第9条 デジタル改革推進課長は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、C I O、C I O補佐官、I T統括監及びデジタル・行財政改革局長に報告を行い、その指示又は助言を求めものとする。

#### 附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

**鳥取県訓令第12号**

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び<u>会計管理部</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理部</u>をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあつては局と、農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(公式ウェブサイトの作成)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 公式ウェブサイトの作成に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）、<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）、<u>鳥取県個人情報保護条例</u>（令和4年鳥取県条例第29号）<u>その他法令等を遵守しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び<u>会計管理局</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理局</u>をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあつては局と、農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(公式ウェブサイトの作成)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 公式ウェブサイトの作成に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）、<u>鳥取県個人情報保護条例</u>（平成11年鳥取県条例第3号）<u>その他法令等を遵守しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>

**附 則**

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和5年7月13日から施行する。

**鳥取県訓令第13号**

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間 (月)	備考
略					略				
8 現業技術員の職務に従事する職員のうち <u>自然共生課</u> に勤務する職員	略				8 現業技術員の職務に従事する職員のうち <u>緑豊かな自然課</u> に勤務する職員	略			
略					略				

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。

鳥取県訓令第14号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考
<b>デジタル基盤整備課</b> 鳥取情報ハイウェイの管理運営業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		<b>危機対策・情報課</b> 無線業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60	
	防寒服	2	60			布製短靴	1	24	
	長靴	2	36						
消防防災課	高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	1	36		消防防災課	作業服（上衣）	1	36	
		1	36			作業服（夏上衣）	1	36	
		1	36			作業服（ズボン）	1	36	
		1	60			防寒服	1	60	
		1	36		安全靴	1	36		
略					略				
<b>営繕課</b> 営繕課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		<b>営繕課</b> 営繕課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60	
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	



		長靴	1	36				長靴	1	36	
		安全靴	1	36				安全靴	1	36	
		防寒服	1	60				防寒服	1	60	
						デジタル 改革 推進 課	鳥取情 報ハイウ ェイの管 理運営業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 防寒服 長靴	2 2 2 2 2	60 60 60 60 36	
庶務 集中 課	自動車 管理の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (ズボ ン) 盛夏シャ ツ 盛夏ズボ ン 長靴	1 2 2 2 1	36 48 48 48 36		庶務 集中 課	自動車 管理の業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (ズボ ン) 盛夏シャ ツ 盛夏ズボ ン 長靴	1 2 2 2 1	36 48 48 48 36	
危機 対策 ・情 報課	無線業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 布製短靴	2 2 2 1	60 60 60 24							
消防 防災 課	高圧ガ ス及び火 薬類の取 締りの業 務に従事 する職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 防寒服 安全靴	1 1 1 1 1	36 36 36 60 36							
略					略						
衛生	略				衛生	略					

環境 研究 所	3 水環 境室、 化学衛 生室、 保健衛 生室及 び大 気・地 球環境 室の職 員	白衣	2	12	環境 研究 所	3 水環 境室、 化学衛 生室、 保健衛 生室及 び大 気・地 球環境 室の職 員	白衣	2	12
		作業服 (上衣)	2	60			作業服 (上衣)	2	60
		作業服 (夏上 衣)	2	60			作業服 (夏上 衣)	2	60
		作業服 (ズボ ン)	2	60			作業服 (ズボ ン)	2	60
		長靴	1	36			長靴	1	36
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
		防寒服	1	60			防寒服	1	60
		防寒ズボ ン	1	60			防寒ズボ ン	1	60
原子 力環 境セ ンタ ー	常時現 地で業 務に従 事する 職員	白衣	2	12	原子 力環 境セ ンタ ー	常時現 地で業 務に従 事する 職員	白衣	2	12
		作業服 (上衣)	2	60			作業服 (上衣)	2	60
		作業服 (夏上 衣)	2	60			作業服 (夏上 衣)	2	60
		作業服 (ズボ ン)	2	60			作業服 (ズボ ン)	2	60
		長靴	1	36			長靴	1	36
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
		防寒服	1	60			防寒服	1	60
		防寒ズボ ン	1	60			防寒ズボ ン	1	60
自然 共生 課	常時現 地で自 然環境 保全及 び自然 公園に 関する 業務に 従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60	自然 共生 課	常時現 地で自 然環境 保全及 び自然 公園に 関する 業務に 従事す る職員	作業服 (上衣)	2	60
		作業服 (夏上 衣)	2	60			作業服 (夏上 衣)	2	60
		作業服 (ズボ ン)	2	60			作業服 (ズボ ン)	2	60
		作業服 (夏ズボ ン)	2	60			作業服 (夏ズボ ン)	2	60
		作業服 (ベス ト)	2	60			作業服 (ベス ト)	2	60
		キャラバ ンシュー ズ	1	36			キャラバ ンシュー ズ	1	36

		雨合羽	1	36						
		長靴	1	60						
		防寒服	1	60						
		防寒ズボン	1	60						
略										
水環境保全課	1 常時現地で水質汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服 (上衣)	1	36		緑豊かな自然及び自然公園に関する業務に従事する職員	常時現地で自然環境保全及び自然公園に関する業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60
		作業服 (夏上衣)	1	36			作業服 (夏上衣)	2	60	
		作業服 (ズボン)	1	36			作業服 (ズボン)	2	60	
		長靴	1	36			作業服 (夏ズボン)	2	60	
	2 水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服 (上衣)	1	36			作業服 (ベスト)	2	60	
		作業服 (夏上衣)	1	36			キャラバンシューズ	1	36	
		作業服 (ズボン)	1	36			雨合羽	1	36	
		安全靴	1	36			長靴	1	60	
		防寒服	1	60						
		防寒ズボン	1	60						
略										
まちづくり課	常時現地で業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60		住まいまちづくり課	常時現地で建築及び開発の指導に関する業務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	60
		作業服 (夏上衣)	2	60			作業服 (夏上衣)	2	60	
		作業服 (ズボン)	2	60			作業服 (ズボン)	2	60	
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
		長靴	1	36			長靴	1	36	
		安全靴	1	36			安全靴	1	36	
		防寒服	1	60						
住宅政策課	常時現地で建築の指導に関する業	作業服 (上衣)	2	60		水環境保全課	1 常時現地で水質汚濁に	作業服 (上衣)	1	36
		作業服 (夏上	2	60				作業服 (夏上	1	36

	務に従事する職員	衣) 作業服(ズボン)	2	60					
		雨合羽	1	36					
		長靴	1	36					
		安全靴	1	36					
略									
総合事務所	常時庁舎管理の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	24					
		作業服(夏上衣)	2	24					
		作業服(ズボン)	2	24					
		布製短靴	1	24					
	に関する調査の業務に従事する職員	衣) 作業服(ズボン)	1	36					
		長靴	1	36					
	2 水道施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36					
		作業服(夏上衣)	1	36					
		作業服(ズボン)	1	36					
		安全靴	1	36					
原子力環境センター	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	12					
		作業服(上衣)	2	60					
		作業服(夏上衣)	2	60					
		作業服(ズボン)	2	60					
		長靴	1	36					
		雨合羽	1	36					
		防寒服	1	60					
		防寒ズボン	1	60					
略									
総合事務所	常時庁舎管理の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	24					
		作業服(夏上衣)	2	24					
		作業服(ズボン)	2	24					
		布製短靴	1	24					
消防防災航空センター	消防防災航空隊の職務に従事する職員	活動服(上衣)	2	36					
		活動服(ズボン)	2	36					
		夏用救助服(上)	1	36					

											衣)			
											冬用救助服(上衣)	1	36	
											夏用救助服(ズボン)	1	36	
											冬用救助服(ズボン)	1	36	
											作業靴	1	12	
											救助靴	1	36	
											冬用救助靴	1	36	
											防寒服	1	36	
											雨合羽	1	36	
											活動用防寒服(上衣、ズボン)	1	36	
県税	略													
事務所	2	常時軽油引取税の課税及び軽油の抜き取り調査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36									
			作業服(夏上衣)	1	36									
			作業服(ズボン)	1	36									
			長靴	1	36									
			防寒服	1	36									
消防防災航空センター	消防防災航空センターに就く職員	活動服(上衣)	2	36										
			活動服(ズボン)	2	36									
			夏用救助服(上衣)	1	36									
			冬用救助服(上衣)	1	36									
			夏用救助服(ズボン)	1	36									
県税	略													
事務所	2	常時軽油引取税の課税及び軽油の抜き取り調査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36									
			作業服(夏上衣)	1	36									
			作業服(ズボン)	1	36									
			長靴	1	36									
			防寒服	1	36									

		ン)							
		冬用救助服（ズボン）	1	36					
		作業靴	1	12					
		救助靴	1	36					
		冬用救助靴	1	36					
		防寒服	1	36					
		雨合羽	1	36					
		活動用防寒服（上衣、ズボン）	1	36					
略					略				
保健所	略				保健所	略			
	7 生活安全課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		7 生活安全課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		長靴	1	60			長靴	1	60
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
		防寒服	1	60			防寒服	1	60
精神保健福祉センター	地域支援課の職員（保健師、精神保健福祉士及び精神福祉主事の職務に従事する職員に限る。）	トレーニングシャツ	2	60			トレーニングシャツ	2	60
		トレーニングパンツ	2	60			トレーニングパンツ	2	60
看護師等養成施設	教務主任及び講師の職務に従事する専任職員	看護衣	3	36			看護衣	3	36
		看護衣（半袖）	3	36			看護衣（半袖）	3	36
		予防衣	3	36			予防衣	3	36
		ナース靴	2	12			ナース靴	2	12

喜多原学園	1 栄養士の職務に従事する職員	白衣	2	36					
		白衣（半袖）	1	24					
	2 指導部の職員（部長、寮長及び児童自立支援専門員の職務に従事する職員に限る。）	作業服（上衣）	2	60					
		作業服（夏上衣）	2	60					
		作業服（ズボン）	2	60					
		トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		長靴	1	36					
		布製短靴	1	24					
	3 指導部の職員（児童生活支援員の職務に従事する職員に限る。）	作業服（上衣）	2	60					
		作業服（夏上衣）	2	60					
		トレーニングシャツ	2	60					
トレーニングパンツ		2	60						
長靴		1	36						
		布製短靴	1	24					
略					略				
中部療育園	理学療法士、言語聴覚士、児童指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		布製短靴	1	24					
		ショートパンツ	1	24					
中部療育園	理学療法士、言語聴覚士、児童指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	60					
		トレーニングパンツ	2	60					
		布製短靴	1	24					
		ショートパンツ	1	24					

						看護 師等 養成 施設	教務主 任及び講 師の職務 に従事す る専任職 員	看護衣 看 護 衣 (半袖) 予防衣 ナース靴	3 3 3 2	36 36 36 12
						精神 保健 福祉 セン ター	地 域 支 援課の職 員（保健 師、精神 保健福祉 士及び精 神福祉主 事の職務 に従事す る職員に 限る。）	トレーニ ングシャ ツ トレーニ ングパン ツ	2 2	60 60
児童 相談 所	略									
	3 児童 指導員 の職務 に従事 する職 員	トレーニ ングシャ ツ トレーニ ングパン ツ 布製短靴	2 2 1	60 60 24						
児童 相談 所	略									
	3 児童 指導員 の職務 に従事 する職 員	トレーニ ングシャ ツ トレーニ ングパン ツ 布製短靴	2 2 1	60 60 24						
喜多 原学 園	1 栄養 士の職 務に従 事する 職員	白衣 白衣（半 袖）	2 1	36 24						
	2 指導 部の職 員（部 長、寮 長及び 児童自 立支援 専門員 の職務 に従事 する職 員に限 る。）	作 業 服 (上衣) 作 業 服 (夏上 衣) 作 業 服 (ズボ ン) トレーニ ングシャ ツ トレーニ ングパン ツ 長靴	2 2 2 2 2 1	60 60 60 60 60 36						



						布製短靴	1	24
						3 指導 作 業 服	2	60
						部の職 (上衣)		
						員 (児 作 業 服	2	60
						童生活 ( 夏 上		
						支援員 衣)		
						の職務 トレーニ	2	60
に従事 ングシャ								
する職 ツ								
員に限 トレーニ	2	60						
る。) ングパン								
						長靴	1	36
						布製短靴	1	24
略						略		

附 則

この訓令は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第26号）の施行の日から施行する。